

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
 (平成22年10月12日京都市条例第23号) (都市計画局建築指導部建築指導課)

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)久世高田・向日寺戸地区地区計画が変更されたことに伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物の用途、敷地、位置及び構造に関する制限を定めることとしました。

計画地区の名称 (適用区域)	制 限	
	事 項	内 容
久世高田・向日寺戸A地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供するもの (2) 建築基準法(以下「法」という。)別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げる建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	2,000平方メートル
	壁面の位置の制限	道路の境界線までの距離の最低限度 2メートル
	建築物の高さの最高限度	90メートル
久世高田・向日寺戸B地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風営法第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供するもの

		(2) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げる建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	2,000平方メートル
	壁面の位置の制限	道路の境界線までの距離の最低限度 2メートル。ただし、都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する地区施設である連絡橋及び歩行者用立体通路については、この限りでない。
	建築物の高さの最高限度	45メートル
久世高田・向日寺戸C地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風営法第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供するもの (2) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げる建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	2,000平方メートル(建築物の容積率が10分の15以下の場合にあっては、500平方メートル)
	壁面の位置の制限	道路の境界線までの距離の最低限度 2メートル。ただし、都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する地区施設である連絡橋及び歩行者用立体通路につい

		ては、この限りでない。
	建築物の高さの 最高限度	90メートル
久世高田・向日寺 戸E地区	建築物の用途の 制限	建築してはならない建築物 法別表第2 (ほ)項第2号に掲げる建築物

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年国土交通省令第66号平成22年4月1日施行）により、建築基準法施行規則の一部が改正され、条項が移動することに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成22年10月12日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年10月12日

京都市長 門川大作

京都市条例第23号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第4項各号列記以外の部分及び第1号中「第10条の2第3号」を「第10条の2の2第3号」に改める。

別表第1 吉祥院宮ノ東町C地区の項の次に次の4項を加える。

久世高田・向日寺戸A地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）久世高田・向日寺戸地区地区計画（以下「久世高田・向日寺戸地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
久世高田・向日寺戸B地区	久世高田・向日寺戸地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域
久世高田・向日寺戸C地区	久世高田・向日寺戸地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてC地区として区分された区域
久世高田・向日寺戸E地区	久世高田・向日寺戸地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてE地区として区分された区域

別表第2 吉祥院宮ノ東町C地区の項の次に次の4項を加える。

久世高田・向日 寺戸A地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風営法第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(2) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	2,000平方メートル
	壁面の位置の制限	道路の境界線までの距離の最低限度 2メートル
	建築物の高さの最高限度	90メートル
久世高田・向日 寺戸B地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風営法第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(2) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	2,000平方メートル
	壁面の位置の制限	道路の境界線までの距離の最低限度 2メートル。ただし、都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する地区施設である連絡橋及び歩行者用立体通路については、この限りでない。
	建築物の高さの最高限度	45メートル

	高限度	
久世高田・向日 寺戸C地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風営法第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(2) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	2,000平方メートル(建築物の容積率が10分の15以下の場合にあっては、500平方メートル)
	壁面の位置の制限	道路の境界線までの距離の最低限度 2メートル。ただし、都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する地区施設である連絡橋及び歩行者用立体通路については、この限りでない。
	建築物の高さの最高限度	90メートル
久世高田・向日 寺戸E地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)